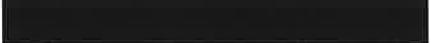


令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原 告 デニズ・

被 告 国

求 釈 明 申 立 書

令和元年12月18日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大 橋 毅

同 弁護士 岡 本 翔 太

頭書事件について、原告は、被告に対し、被告の主張が不明確であり、原告が争うべき点もまた不明確となっているため、次のとおり釈明を求める。

1 本件暴行の評価について

- (1) 被告は、本件暴行の違法性を否定する一方、本件暴行に対する原告の不服申出を理由ありとする判断が下されたことについて何ら触れていない。そこで、被告の主張は、本件暴行は不当ではあるが、違法ではないとするものでよいかについて明らかにされたい。
- (2) 仮に上記(1)の点について、不当ではあるが違法ではないとの回答である場合、かかる主張は、行使する有形力の内容について、被告に裁量があることを意味するものとも考えられるが、そのような意味の主張と捉えてよいかについて、明らかにされたい。

2 問題とされる職員の特定について

被告が開示した証拠は、職員の氏名が記載されているものとみられる箇所がマスキ

シングされているところ、原告が主張する被告の不法行為のなかには、本件職員という特定職員の暴行及び同職員が本件暴行後も東日本センターで稼働し、原告の制圧行為に参加して有形力の行使に及んだり、挑発行為に及んだりなどしている点を問題とするものがある。そこで、乙号証のうち、職員の氏名をマスキングした部分について、職員に仮名を用いる、ナンバリングを行う等の方法で、各職員の同一性を明らかにされたい。

3 本件と異なる隔離措置等に関する主張の位置づけについて

- (1) 被告は、原告が受けた隔離措置、中止命令及び制止措置を受けた事実を主張し、その記録である乙8号証、9号証を提出している。しかしながら、これらの措置及び原因となった原告の行為は本件とは全く別の機会にされたものであり、本件において全く関連がないもののようにみられる。そこで、これらの措置がされたとの事実及び措置の内容は、本件の請求原因との関係でどのような位置づけの事実として主張するものであるかについて、明らかにされたい。
- (2) また、仮に上記(1)の点について、本件において意味がある事実を推認するものであると回答する場合、①これら措置は原告が受けた隔離措置、中止命令、制止措置のすべてであるか、②すべてでないとする場合、被告が主張した措置はどのような基準によって選定されたものであるかについて明らかにされたい。

以上